○外務省告示第三百三十八号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３の機関の表の１Ａ群に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条１の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条５の規定に従い、令和八年十月二日に効力を生じた。

（令和八年十月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和八年十一月十七日

外務大臣　茂木　敏充

機関の表

１　Ａ群

1.1 独立行政法人農畜産業振興機構
1.2 中日本高速道路株式会社
1.3 株式会社日本政策投資銀行
1.4 東日本高速道路株式会社
1.5 独立行政法人環境再生保全機構
1.6 独立行政法人農業者年金基金
1.7 独立行政法人奄美群島振興開発基金
1.8 年金積立金管理運用独立行政法人
1.9 阪神高速道路株式会社
1.10 北海道旅客鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.11 本州四国連絡高速道路株式会社
1.12 日本アルコール産業株式会社
1.13 独立行政法人日本芸術文化振興会
1.14 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（注釈３ｂ）
1.15 株式会社国際協力銀行
1.16 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
1.17 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
1.18 独立行政法人日本貿易振興機構
1.19 株式会社日本政策金融公庫
1.20 地方公共団体金融機構
1.21 独立行政法人国際交流基金
1.22 日本貨物鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.23 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
1.24 独立行政法人住宅金融支援機構
1.25 独立行政法人労働政策研究・研修機構
1.26 独立行政法人国際協力機構
1.27 独立行政法人国際観光振興機構
1.28 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
1.29 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（注釈３ｃ）
1.30 日本郵政公社を承継した機関
1.31 日本中央競馬会
1.32 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注釈３ａ、ｄ及びｅ）
1.33 国立研究開発法人科学技術振興機構
1.34 独立行政法人日本学術振興会
1.35 独立行政法人日本スポーツ振興センター
1.36 独立行政法人日本学生支援機構
1.37 日本たばこ産業株式会社（注釈３ｇ）
1.38 独立行政法人水資源機構
1.39 自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人
1.40 首都高速道路株式会社
1.41 小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人
1.42 農林漁業団体職員共済組合
1.43 消防団員等公務災害補償等共済基金
1.44 成田国際空港株式会社
1.45 地方競馬全国協会
1.46 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
1.47 独立行政法人国民生活センター
1.48 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
1.49 独立行政法人北方領土問題対策協会
1.50 ＮＴＴ株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.51 ＮＴＴ東日本株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.52 ＮＴＴ西日本株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.53 沖縄振興開発金融公庫
1.54 放送大学学園
1.55 独立行政法人中小企業基盤整備機構
1.56 独立行政法人勤労者退職金共済機構
1.57 日本私立学校振興・共済事業団
1.58 国立研究開発法人理化学研究所（注釈３ｂ）
1.59 四国旅客鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.60 東京地下鉄株式会社（注釈３ａ）
1.61 独立行政法人都市再生機構
1.62 独立行政法人福祉医療機構
1.63 西日本高速道路株式会社

○外務省告示第三百三十九号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表１の機関の表に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条１の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条５の規定に従い、令和八年十月五日に効力を生じた。

（令和八年十月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和八年十一月十七日

外務大臣　茂木　敏充

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

1 衆議院
2 参議院
3 最高裁判所
4 会計検査院
5 内閣
6 人事院
7 内閣府
8 宮内庁
9 公正取引委員会
10 国家公安委員会（警察庁）
11 個人情報保護委員会
12 カジノ管理委員会
13 サイバー通信情報監理委員会
14 金融庁
15 消費者庁
16 こども家庭庁
17 デジタル庁
18 防災庁
19 復興庁
20 総務省
21 法務省
22 外務省
23 財務省
24 文部科学省
25 厚生労働省
26 農林水産省
27 経済産業省
28 国土交通省
29 環境省
30 防衛省

○農林水産省告示第千七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町東川一五九九の一・一五九九の三・一六〇二の二・一六〇三の二・一六〇四の二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため